

現業職員 (技能職給料表適用者)

昇格基準見直し！ 給与改善、5級適用者増加へ！

県教育委員会職員福利課は、3月26日、技能職給料表適用者の昇格基準見直しを通知しました。昨年度も昇格基準を見直しており、2年連続での見直しとなります。

昨年度は25歳で採用になった場合でも5級まで昇給できるようになりました。今年度は、32歳で採用になった場合でも5級までの昇級が可能となり、退職金に大きく影響することになります。これに合わせて、昇格ペースも若干早くなるため、待遇改善が見込まれます。

高教組の要求が実現！！

現業職員は2008年に給与が大幅に改悪され、25歳以上で採用された職員は定年までに最高号級の5級へ届きませんでした。昨年度の見直しで25歳までであれば、5級に届くことになりましたが、それでもまだ5級まで届かない中途採用者もいました。今回の見直しは昇格基準はそのままに、(備考)に「33歳以上かつ在級1年」で2級から3級への昇格と、4級から5級への昇格基準を「在級13年」でも昇格できるように改正しました。この改正に合わせて、令和2年4月1日からすべての現業職員の給与計算をし直すことになります。

現業職員の待遇改善は高教組の要求でもあり、高教組の要求が実現したことになります。

2019年度は、高教組の要求が数多く実現しています。さらに高教組の力を強め、皆さんの権利改善を実現できるよう、組合の輪に加わってみませんか。

